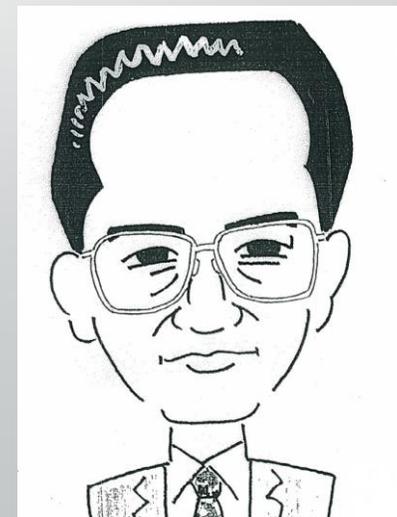


マイナンバー研修

永岡 満



マイナンバーに関する責務・制限（概要）

- 1 マイナンバーの利用の制限
- 2 マイナンバー提供の制限
- 3 マイナンバーの収集・保管の制限
- 4 マイナンバーの安全管理措置
- 5 マイナンバーへの対応
- 6 マイナンバーに関する罰則

1 マイナンバーの利用の制限

番号法に定められた場合以外の目的で
マイナンバーの利用禁止（番号法9）

マイナンバーの利用範囲	
年金分野	<p>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用（別表第一（第9条関係））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ・国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ・確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ・独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
労働分野	<p>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ・労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
福祉・医療・その他分野	<p>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ・障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ・特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ・生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ・介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ・公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
税分野	<p>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用</p>
災害対策分野	<p>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用</p>

上記のほか、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

（出典：内閣官房、内閣府「マイナンバー概要資料」平成27年2月版、一部改変）

2 マイナンバー提供の制限

番号法に定められた場合以外の目的でマイナンバーの提供禁止

(番号法19)

- ○ 社内の部門間でのマイナンバーのやりとり
- × 系列会社間でのマイナンバーのやりとり
- ○ マイナンバーの収集・保管に関する業務委託契約を締結している場合
(例) 親会社が、子会社の従業員のマイナンバーの提供を受けること
出向社員のマイナンバーを出向先に対して直接提供すること

3 マイナンバーの収集・保管の制限

番号法に定められた場合以外の目的でマイナンバーを収集・保管の禁止
(番号法20)

- × 個人番号関係事務を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイル、マイナンバーを含む個人情報を格納したファイルを作成すること

4 マイナンバーの安全管理措置

マイナンバーの漏えい、滅失又は毀損の防止、その他のマイナンバーの適切な管理のために必要な措置をとること（番号法12）

- A) 基本方針の策定
- B) 取扱規程等の策定
- C) 組織的安全管理措置
- D) 人的安全管理措置
- E) 物理的安全管理措置
- F) 技術的安全管理措置

安全管理措置の種類	実施すべきこと	解決方法	
		システム導入	体制整備・運用
A 基本方針の策定	「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」の策定		○
B 取扱規程等の策定	①マイナンバーの取扱事務および取り扱う個人情報の範囲、担当者等の明確化 ②「特定個人情報取扱規程」の策定		○
C 組織的安全管理措置	①組織体制の整備 責任者の設置、責任の明確化等		○
	②取扱規程等に基づく運用 システムログまたは利用実績の記録等	○	
	③取扱状況を確認する手段の整備		○
	④情報漏えい等事案に対応する体制の整備		○
	⑤取扱状況の把握および安全管理措置の見直し		○
D 人的安全管理措置	事務取扱担当者の監督と教育		○
E 物理的安全管理措置	特定個人情報等を取り扱う区域の管理		○
	機器および電子媒体等の盗難防止		○
	電子媒体等を持ち出す際の漏えい等の防止	○	
	マイナンバーの削除、機器および電子媒体等の破棄	○	
F 技術的安全管理措置	アクセス制御	○	
	アクセス者の識別と認証	○	
	外部からの不正アクセスの防止	○	
	情報漏えい等の防止	○	

5 マイナンバーへの対応

● 職員等に理解していただく事項

- ① 平成27年10月に「通知カード」が入った簡易書留が各住民の住所（住民票に記載の住所）宛に届くこと。なお、住所変更をしている場合は、必ず新住所を市町村に届け出ておくこと。
- ② 「通知カード」は、勤務先等へのマイナンバーの提供時の本人確認のために必要なものであること。
- ③ 「通知カード」は、「個人番号カード」の交付を受けるために必要なものであること。
- ④ 「通知カード」は、②③のとおり重要なものであり、絶対に紛失しないよう管理すること。
- ⑤ 社会保障、税の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、「通知カード」に記載されているマイナンバーを他人に教えてはいけないこと。
- ⑥ 平成28年1月以降、各市町村で申請手続きをすることで、「個人番号カード」を発行してもらうことができること。
- ⑦ 平成28年分の扶養控除等申告書の提出時に、職員、職員の配偶者及び扶養親族のマイナンバーを記載してもらうとともに、その際、職員の「通知カード」・「個人番号カード」を提示してもらうなど、本人確認の措置が必要であること。

- **会社の地代家賃（不動産使用料）の支払先に個人がおられる場合**

平成29年1月の支払調書の提出まで（できるならば平成28年1月以降の最初の支払時）に支払先からマイナンバーを提供してもらう必要があること。また、その際は、「個人番号カード」の提示など、本人確認の措置が必要であること。

- **重要書類等の持出の管理**

管理簿等を作成し、マイナンバーが記載されている書類の持ち出し、持ち帰りを厳重に管理する。

6 マイナンバーに関する罰則

マイナンバーの不正使用を防止するという観点から、特定個人情報の盗用などについては、行政機関個人情報保護法などに比べて、法定刑が格段に重くなっている。

企業のマイナンバーに対する安全管理措置が不十分であったとしても、それだけでは罰則の対象にはならない。ただし、特定個人情報保護委員会からの改善命令に従わず、検査拒否等をした場合に右記7・8の罰則が科される。

法人の代表者等又は法人もしくは人の代理人、使用人、その他の従業者が違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各条の罰金刑が科される。

罰則		
	行為	法定刑
1	個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 or 200万円以下の罰金 or 併科
2	上記の者が、不正な利益を図る目的で、マイナンバーを提供、または盗用	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金 or 併科
3	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい、または盗用	同上
4	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、または財物の窃取、施設への侵入等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役 or 150万円以下の罰金
5	国の機関の職員等が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役 or 100万円以下の罰金
6	委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えいまたは盗用	同上
7	委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役 or 50万円以下の罰金
8	委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提供をする、検査拒否等	1年以下の懲役 or 50万円以下の罰金
9	偽りその他不正の手段により「個人番号カード」を取得	6か月以下の懲役 or 50万円以下の罰金

参考資料

2 ひろしま市民と市政 topics トピックス

一人一つのマイナンバー

マイナンバーは、さまざまな行政機関などが管理している個人情報と同じ人の情報であることを確認するための新しい番号です。この番号を基に国や地方公共団体などの情報を連携することで、手続きの円滑化や不正防止などに役立ちます。

番号は12桁で、住民票のある全ての人(外国人を含む)一人一人に異なる番号が指定されます。この番号は個人が特定されないよう、住所や生年月日などとは無関係の数字です。また、法人にも1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。

1月からは行政手続きなどでマイナンバーが必要に

来年1月から、順次、社会保障・税・災害対策の各分野の手続きで、マイナンバーの記載が必要となります。

また、事業主は従業員のマイナンバーの提示を受けて、税や社会保険の手続きを行うことになります。

証券会社、保険会社などの金融機関からも、税の手続きのためにマイナンバーの提出を求められる場合があります。

安心・安全なしくみ

●なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています

●税の情報は税務署、雇用保険の情報はハローワークといったように、個人情報は分散して管理します

●個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません

取り扱いの注意点

マイナンバーは生涯にわたって使うものです。番号が漏えいし不正に使われる恐れがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。大切に取扱いください。

●法律や条例で決められている社会保障・税・災害対策の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、マイナンバーを他人に教えないようにしてください

●他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む個人情報を不当に提供することは、処罰の対象となります

正確で迅速な行政サービスの提供が可能に
来年1月から
マイナンバー制度が始まります

マイナンバー制度は、住民登録をしている人全員に12桁のマイナンバーを定め、年金や医療、福祉、税、災害対策の手続きなどでマイナンバーを利用する国の制度です。

10月以降、「通知カード」を各世帯に郵送し、マイナンバーをお知らせします。
総務課区政担当 ☎504-2023、☎504-2069

こんなときにマイナンバーが必要となります

社会保障	○雇用保険の資格取得や給付 ○医療保険の給付の請求 ○介護保険・児童手当・生活保護の給付 *
税	○所得税の確定申告 ○市・県民税の申告 *
災害対策	○被災者生活再建支援金の支給 ○被災者台帳の作成 *

事業主は従業員のマイナンバーなどを記載して役所へ提出します

社会保障	○雇用保険被保険者資格取得(喪失)届
	○健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届 *
税	○源泉徴収票・報酬などの支払調書 ○給与支払報告書 *

身分証明、電子申告などに利用できる個人番号カードを交付します

個人番号カード(同本)

個人番号カードは、現在の住民基本台帳カードに代わる、写真付きのICカード(プラスチック製)です。身分証明書としても利用できるほか、e-Taxによる電子申告などが行えます。また、コンビニで、住民票などの証明書が取得できるようになります。

個人番号カードの交付を希望する場合は、通知カードとあわせて送付される交付申請書に顔写真を添付して申請する方法などがあります。

住民基本台帳カードは、有効期限まで利用できますが、個人番号カード発行時に回収します。

10月以降、世帯ごとに「通知カード」が届きます

必ず開封して内容のご確認を

- 今年(平成27年)10月以降、住民票の住所に、マイナンバーが記された紙製の「通知カード」が世帯ごとに無届書留で届きます
- 通知カードを確実に受け取るため、現在の住まいと住民票の住所が異なる場合は、住所変更の届出を行ってください

平成28年1月

マイナンバーの利用開始

- 税や医療保険、雇用保険などの手続きで、マイナンバーが必要となります
- 申請により個人番号カードを無料で取得することができます

平成29年1月

ポータルサイト(マイナポータル)の運用開始

- マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できるようになります。一人一人に合った行政サービスのお知らせも受け取れるようになります

平成29年7月

地方公共団体などが情報連携を開始

- 情報連携により事務がスムーズになり、手続きの負担が軽減されます

マイナンバーの問い合わせは

コールセンター ☎0570-20-0178

●午前9時～午後5時(土・日曜日・祝日・年末年始を除く) ●通話料がかかります ●一部伊通電話でつながらない場合は ☎050-3816-9405へ ●外国語対応(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)は ☎0570-20-0291へ

公式サイト [マイナンバー](#) [検索](#)

